

# 長野市財政構造改革プログラム

(改革期間 平成18年度～22年度)

長野市

平成18年2月

# 目 次

財政構造改革プログラムの目的、基本方針等	1
改革事項に関する工程表	
1 行政が関わるべき領域の適正化	2-1
2 受益者負担及び給付水準の適正化	2-2
3 公共施設の再編等によるコスト削減	2-4
4 総人件費の抑制	2-5
5 増収対策の推進	2-6
6 市役所内部の改革	2-7
中期財政推計	
1 歳入・歳出及び基金残高の目標	3-1
2 歳入(市税、地方交付税等の一般財源)の内訳	3-2
3 歳出の内訳	3-3
4 公債費及び市債残高の見込み	3-4
5 歳出の性質別区分ごとの見直し指針等	3-5
参考資料(決算額の推移)	4

# 財政構造改革プログラムの目的、基本方針等

## (1) 財政構造改革プログラムの目的

財政構造改革プログラムは、年々厳しさを増す本市の財政状況に鑑み、将来にわたり市民の皆さんに安定したサービスが提供できるよう、平成17年11月24日に長野市長へ提出された「長野市財政構造改革懇話会提言」に基づき、重点的に取り組む改革事項と改革を計画的に進めるための工程表、さらにはこの改革の実行による目標値や今後の財政運営の指標とすべき中期財政推計を示すものです。

## (2) 財政構造改革の基本方針

財政構造改革は、「持続可能な地域社会」、「市民の自立が促進され、意欲が引き出される地域社会」、「公平性が確保される地域社会」及び「安心して暮らせる地域社会」の実現を目標として、市民と行政の関係のあり方を見直すことを通じて市の収入・支出の構造的転換を図ることを基本方針とします。

## (3) 財政構造改革の視点

財政構造改革を進めるに当たっては、「行政が関わるべき領域の適正化」、「受益者負担及び給付水準の適正化」、「公共施設の再編等によるコスト削減」、「総人件費の抑制」、「増収対策の推進」及び「市役所内部の改革」を基本的な視点として、実施事項を工程表に定めます。

## (4) 改革期間

改革を推進する期間は、平成18年度から22年度までの5年間とし、そのうち最も重要となる今後3年間(平成18年度から20年度)を重点改革期間として、市民の理解と協力を得ながらスピード感を持って改革を進めます。

## (5) 財政効果額の把握及び進行管理

工程表に基づいて実施する個別の改革事項については、長野市行政改革大綱(実施計画)に掲載した上で、財政効果額(コスト削減額等)の実績把握及び進行管理を毎年実施します。

## (6) 状況変化による見直し




本市の財政運営については、三位一体の改革に伴う地方交付税の動向及び税制改正等によって大きな影響を受けるため、国の「中期地方財政ビジョン」等が公表された段階で、中期財政推計の見直しを行います。  
また、第4次長野市総合計画・前期基本計画の財政計画作成の際、必要に応じて見直しを行います。

# 改革事項に関する工程表

# 改革事項に関する工程表（長野市財政構造改革プログラム）

区分	実施事項	具体的取組内容	推進体制	改革工程 ( → 調査・検討、 検討案公表、 .....▶ 実施)						
				17年度(2005)	18年度(2006)	19年度(2007)	20年度(2008)	21年度(2009)	22年度(2010)	
1 行政が関わ るべき領 域の適 正化	(1) 行政サービスの総点検  (個人、コミュニティ及び民間の活力を市の事務事業に導入)	懇話会提言の【モデル1】による行政サービスの類型化作業  * 【モデル1】 行政でなければならないものと民間でも実施可能なものを区分するために、「市場性」を縦軸に、「行政の裁量の余地(行政の責任)」を横軸にして、4つの領域で事務事業を類型化 (A~Dの各領域は、別添の図、P.2-8を参照)	部局単位のプロジェクトチーム		→ 類型化作業					
		B領域又はD領域に分類された行政サービスの見直し(民間への委託、移譲、事業廃止の検討)  * B領域 = 市民にとって必需であり、行政が実施する責任の度合いが高いが、民間へ委託することが可能なもの  * D領域 = 市場性があり、かつ、市民にとって選択的であり、行政が実施する責任の度合いが低いもの	各担当課 行革推進局		→ ⊙ 事務事業評価シートによる検証及び見直し案作成	.....▶ 順次実施				
	(2) 補助金等の総点検  (市民の参加、主体性、自立性をより高める方向へ補助金等の制度を見直し)	懇話会提言の【モデル2】による補助金、交付金、扶助費等の類型化作業  * 【モデル2】 「市民の参加、主体性、自立性」を縦軸に、「行政の裁量の余地(行政の責任)」を横軸にして、4つの領域で給付等を類型化 (A~Dの各領域は、別添の図、P.2-9を参照)	部局単位のプロジェクトチーム		→ 類型化作業					
	D領域に分類された補助金等の見直し(廃止又は市民の参加、主体性、自立性をより高める方向へ見直し)  * D領域 = 行政への依存度が強く、かつ、市民にとって選択的であり、行政の責任の度合いが低いもの  * 具体例...市単独制度の扶助費、年齢や世帯数など一律の基準で支給されているもの、毎年同一の団体へ交付され既得権化しているもの など	各担当課 行革推進局			→ ⊙ 事務事業評価シートによる検証及び見直し案作成	.....▶ 順次実施			→ ⊙ 3年ごとに見直し	

区分	実施事項	具体的取組内容	推進体制	17年度(2005)	改革工程 ( → 調査・検討、 検討案公表、 ..... → 実施)				
					18年度(2006)	19年度(2007)	20年度(2008)	21年度(2009)	22年度(2010)
2	(1) 使用料、手数料等の見直し	<p>行政サービスの総コスト算出及び受益者負担割合の現状検証</p> <p>* 受益者負担割合は、減価償却費を含めてサービスの提供に要する総コストを明らかにした上で、市民の受益と行政の責任の度合い及び民間での事業実施の可否等を勘案して決定</p>	部局単位のプロジェクトチーム 行革推進局						
		<p>懇話会提言の[モデル1]による受益者負担割合の基準作成</p> <p>* [モデル1]によって行政サービスを類型化した結果に基づき、A～Dの各領域ごとに具体的な基準を作成（A～Dの各領域は、別添の図、P.2-8を参照）</p> <p>* A領域(行政が責任を持って実施しなければならない度合いが最も強く、かつ、市場性がないもの)...原則として全額行政が負担</p> <p>* D領域(行政の裁量の余地が最も大きく、かつ、市場性があるもの)...原則として全額受益者が負担</p> <p>* B、C領域...コストの半分程度を一応の目安として、縦軸、横軸の度合いの濃淡に配慮しながら負担割合を決定</p>	行革推進局 ほか プロジェクトチーム						
		<p>使用料、手数料等の見直し</p> <p>* 統一的な基準に基づく使用料、手数料の見直し</p> <p>* 無料又は低額としていることについて著しく公平性に欠け、緊急に是正する必要があるものについては、統一的な基準が作成されるまでの間、暫定的に料金を決定</p>	各担当課						

区分	実施事項	具体的取組内容	推進体制	17年度(2005)	改革工程 ( → 調査・検討, 検討案公表、 ..... → 実施)				
				18年度(2006)	19年度(2007)	20年度(2008)	21年度(2009)	22年度(2010)	
受益者負担及び給付水準の適正化(つづき)	(2) 特別会計繰出金の見直し	懇話会提言の【モデル2】による繰出金の類型化作業 * 繰出金を特別会計事業の利用者に対する給付とみなして【モデル2】によって4つの領域に類型化 (A-Dの各領域は、別添の図、P.2-9を参照) * 繰出理由の検証(法令等の基準によるもの、市の政策に基づくもの、赤字補てんのためのもの など)	関係課 財政課		 類型化作業 繰出理由の検証				
		D領域に分類された繰出金の見直し及び収益的な事業の経営改善計画作成 * D領域 = 行政への依存度が強く、かつ、市民にとって選択的であり、行政の責任の度合いが低いもの * 赤字補てんのための繰出金については、コスト削減又は料金等の見直し(経営改善計画作成)	関係課 財政課		 コスト削減策の検討	 料金等の見直し	 順次実施		
	補助金、給付金等の総額抑制 * 高齢化の進展その他の状況により財政支出の増加が見込まれるもの * 給付総額抑制のための制度見直し(1人当たり給付金額を固定化せず、総額を分け合う仕組みなどの検討)	保健福祉部 プロジェクトチーム 財政課		 給付総額抑制のための仕組み検討(庁内プロジェクト)	 市社会福祉審議会	 順次実施			

区分	実施事項	具体的取組内容	推進体制	改革工程 ( → 調査・検討, 検討案公表, ..... → 実施)					
				17年度(2005)	18年度(2006)	19年度(2007)	20年度(2008)	21年度(2009)	22年度(2010)
公共施設の再編等によるコスト削減	(1) 充足(過剰)施設の再編	市内3スキー場の再編 (飯綱高原スキー場、戸隠スキー場、聖山パノラマスキー場) * あり方の検討	観光課	市有施設管理運営方針決定 H17.1.25 H17.11.1	あり方の検討	◎	順次実施		
		文化ホール等の大規模集会施設の再編 (長野市民会館、篠ノ井市民会館、松代文化ホール、ビッグハット、エムウェブ、若里市民ホール) * 老朽化施設の廃止の検討	庶務課ほかプロジェクトチーム	H17.12.15 プロジェクト設置	老朽化施設の廃止等の検討	◎	順次実施		
	(2) 利用者が少ない施設の再編	観光施設等の集客施設の類型化作業 ア 設置目的、利用実態の把握 イ 懇話会提言の【モデル3】による類型化作業 * 【モデル3】「採算性」を縦軸に「広域性・希少性」を横軸にして、4つの領域で観光施設等を類型化し、市が運営する施設として存続すべきかどうか検討 (A~Dの各領域は、別添の図、P.2-10を参照)	観光課ほかプロジェクトチーム		設置目的、利用実態の把握、類型化作業				
		D領域に分類された集客施設の見直し(地域団体等への移譲又は廃止の検討) * D領域 = 類似する施設が全国どこにでもあり、広域的な集客力が見込まれず、かつ、採算性が低いもの * 戦略的な経営を行うならば広域的な集客が見込めるか否かという当該施設の潜在能力をも考慮して、地域資源を生かす方向で施設の再編を行う。	観光課ほかプロジェクトチーム		再編案の作成	◎	順次実施		
	スパイラル(ボブスレー・リュージュ施設)のあり方の検討 * ナショナルトレーニングセンター指定の動向 * 長野オリンピック記念基金(ムーブメント推進協会)の残高見直し * 近隣アジア諸国の動向等	体育課	長野オリンピック記念基金、H17年度末残高見込み約18億円	諸情勢の見極め、あり方の検討		◎			



区分	実施事項	具体的取組内容	推進体制	改革工程 ( → 調査・検討、 検討案公表、 ..... → 実施)					
				17年度(2005)	18年度(2006)	19年度(2007)	20年度(2008)	21年度(2009)	22年度(2010)
公共施設の再編等によるコスト削減(つづき)	(3) 利用者を限定した施設の再編	生涯学習施設の再編 (働く女性の家、勤労青少年ホームなど) * 老朽化施設の廃止又は公民館等への一元化の検討	生涯学習課 ほか プロジェクトチーム	H17.12.27 プロジェクト設置	→ ◎		..... → 順次実施		
	(4) 公共施設の戦略的経営	誘客のための創意工夫や積極的な戦略経営の導入 * オリンピック施設への国際大会等の誘致 など	体育課 観光課	男子バレーボール、ワールドグランド・チャンピオンズカップ(ホワイトリング) 長野オリンピック記念国際アイスホッケー大会(ビッグハット)	男子バレーボール世界選手権大会(ホワイトリング) NHK杯国際フィギュアスケート競技大会(ビッグハット) リージュ ワールドカップ長野大会(スパイラル) 長野オリンピック記念国際アイスホッケー大会(ビッグハット)	(予定)全国中学校体育大会スケート競技大会(エムウェーブ、ビッグハット) (予定)国民体育大会冬季大会スケート競技会(エムウェーブ、ビッグハット)	..... → 誘致活動の実施		
	指定管理者制度の導入によるサービス向上とコスト削減	行革推進局 各担当課	市有施設管理運営方針決定 H17.1.25 H17.11.1	● 第1次導入(171施設) (合併前導入済2施設)	..... →		..... → 導入効果の検証、見直し		
総人件費の抑制	(1) 職員数の削減	定員適正化計画に基づく職員数の削減 * 新規採用職員数の抑制 * 外部委託の推進、指定管理者制度導入による職員数削減	職員課 行革推進局	→ ●	..... →		..... → ● 新規採用職員数の抑制(毎年実施) 定員適正化計画作成		
	(2) 職員給与の適正化	国家公務員に準じた給与の見直し及び新たな給与水準や給与体系の研究 * 地域経済に対応した給与水準等の研究 * 新たな雇用形態導入の研究 など	職員課	..... →					
	特殊勤務手当の見直し	職員課	見直しについて職員組合に提示(17年度末)	..... → 順次実施					

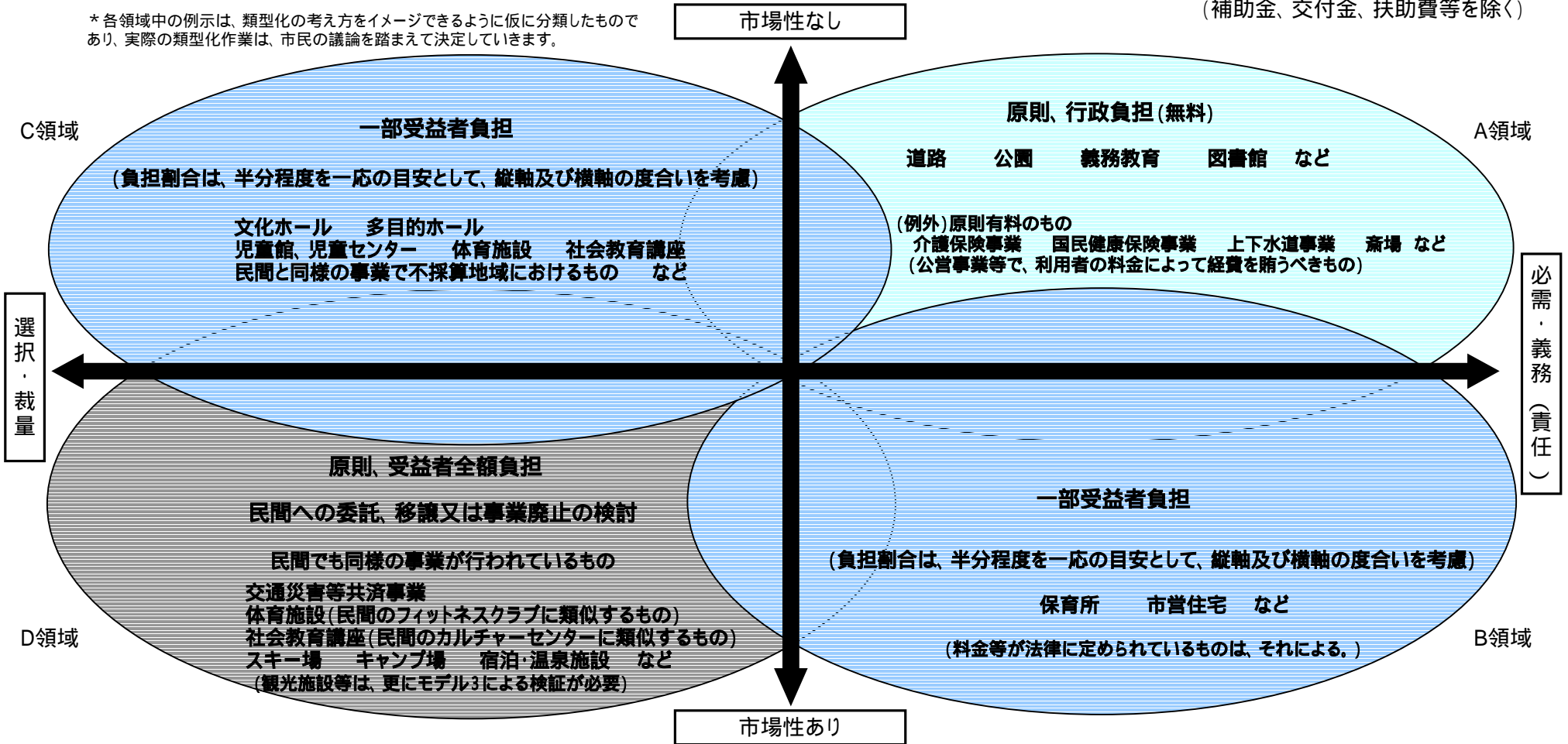
区分	実施事項	具体的取組内容	推進体制	17年度(2005)	改革工程 ( → 調査・検討, 検討案公表, .....▶ 実施)						
					18年度(2006)	19年度(2007)	20年度(2008)	21年度(2009)	22年度(2010)		
5 増収対策の推進	(1) 未収金対策の強化及び課税の適正化	各種補助金交付の際の市税完納条件付け * 市税完納条件付けの対象とする補助金の検討	収納課ほかプロジェクトチーム	H17.12.9 プロジェクト設置	● → ◎	● → ◎	●				
		市税減免の見直し * 産業育成や担税力の観点から減免しているものについて定期的に見直し	市民税課ほかプロジェクトチーム		◎	●		◎	●		
		「支払督促」等の民事手続の導入 * 市が直接滞納処分できない収入金への簡易・迅速な民事手続の導入	関係課	市営住宅使用料で「支払督促」導入済		→	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶
		市税、使用料、保険料などの各種未収金対策における新たな効果的方策の検討 * 口座振替の推進その他新たな効果的方策の検討、庁内連携方策の検討 など	収納課 関係課			→	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶
	(2) 市有財産等の有効活用	市庁舎駐車場の夜間、休日等の有料化 * 本庁舎駐車場の有料化検討	庶務課ほかプロジェクトチーム	H17.10.26 プロジェクト設置	→ ●						
		市有財産使用料(貸付料)の見直し等 * 使用料等の見直し及び減免の適正化	管財課		→ ◎ ●						
		広報などへの広告料収入の導入	財政課ほかプロジェクトチーム	H17.9.14 プロジェクト設置	→ ●	→	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶
		ネーミングライツの研究 * 公共施設の命名権を企業に売却する「ネーミングライツ」について研究	財政課ほかプロジェクトチーム			→	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶	.....▶

区分	実施事項	具体的取組内容	推進体制	17年度(2005)	改革工程 ( → 調査・検討、 検討案公表、 .....▶ 実施)				
					18年度(2006)	19年度(2007)	20年度(2008)	21年度(2009)	22年度(2010)
市役所内部の改革	(1) 中期財政推計の作成	中期財政推計作成及び進行管理 ア 歳入・歳出及び基金残高の見通し等 イ 大規模プロジェクト等への対応 ウ 特定目的基金の再編等の検討	財政課	● 中期財政推計作成(H18～H22)	.....▶ 決算との比較等により進行管理を行い、各年度の予算編成に反映 大規模プロジェクト等の優先順位付け、特定目的基金の再編等				
		中期財政推計の見直し ア 国の中期地方財政ビジョンとの調整 (地方交付税の改革の動向等) イ 第4次長野市総合計画との調整 (前期基本計画の財政計画)	財政課		→ 国の中期地方財政 ビジョンとの調整	→ 第4次長野市総合 計画との調整	→ 見直し(ローリング)	→	→
	(2) 予算編成手法の見直し	評価に基づく予算編成の実施 * PDCAサイクル(計画・執行・評価・改善)に基づく予算編成 * 予算要求枠配分方式の導入及び重点配分施策の指定による「選択と集中」の実現	財政課 行革推進局	● 予算要求枠配分 方式の導入	.....▶ 総合計画(実施計画)、行政評価、予算編成の連携(新財務会計システムの運用)				
				● 重点配分施策の指定				● 予算要求枠配分 方式の検証、改善	
(3) 職員のコスト意識の徹底	コスト意識醸成のための各種取組 * 市役所内部事務の見直し、時間外勤務の削減などコスト削減方策の検討(民間の業務改善手法の研究) * 職員研修、職員提案の実施	行革推進局 職員課		→ 内部事務の見直し等 コスト削減方策の検討	.....▶ 順次実施				
					.....▶ 職員研修、職員提案の実施 など				
(4) 新たな発想による行財政運営の検討	公的部門に民間資金を導入する手法や新たな公共サービスの提供手法の研究 * 市民ファンド等の研究	行革推進局 財政課		→ 民間資金導入手法等の検討	.....▶ 順次実施				
					.....▶				

【モデル1】 市民と行政との役割分担及び受益者負担の適正化のための類型化モデル(イメージ) 行政サービスの類型化

(補助金、交付金、扶助費等を除く)

\*各領域中の例示は、類型化の考え方をイメージできるように仮に分類したものであり、実際の類型化作業は、市民の議論を踏まえて決定していきます。



【各類型の説明】

必需: 市民にとって、それがなければ支障があり、サービスを受けるか否かの選択の余地がない。

選択: 上記以外の場合

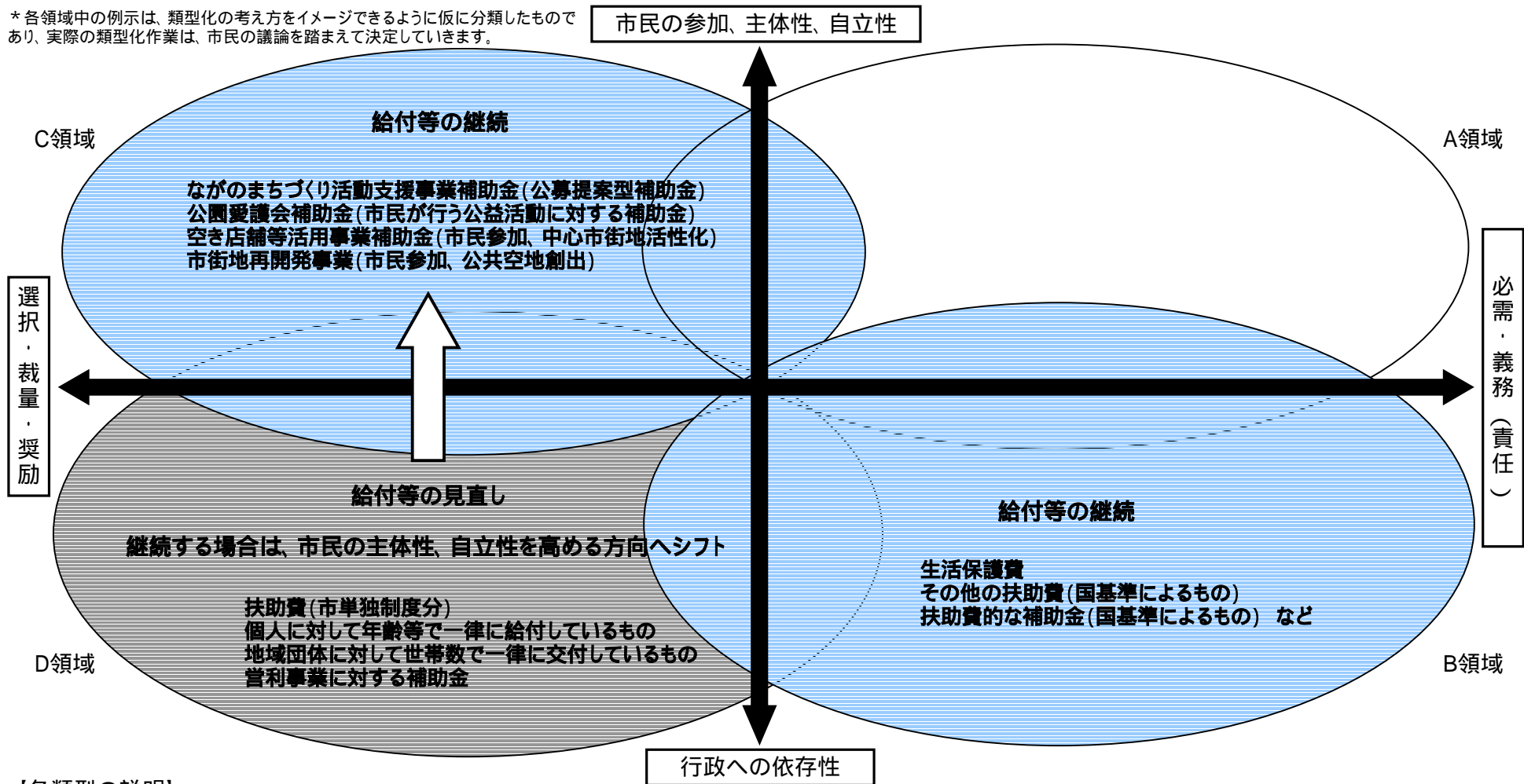
義務(責任): 法律の規定に基づき市が行う義務がある。(市が実施する責任の度合いが強い。)

裁量: 上記以外の場合 (条例又は契約に基づき市が行う義務があるもののうち、市民・議会の判断により変更可能なものは「裁量」とする。)

市場性なし: 法律の規定により、又は採算性から、行政以外の主体ではサービスを提供することができない。

【モデル2】 給付等の適正化のための類型化モデル(イメージ) 補助金、交付金、扶助費等の類型化

\* 各領域中の例示は、類型化の考え方をイメージできるように仮に分類したものであり、実際の類型化作業は、市民の議論を踏まえて決定していきます。



【各類型の説明】

必需: 市民にとって、給付がなければ生活に支障がある。 補助金があれば市民の活動がまったく期待できない。

選択: 上記以外の場合

義務(責任): 法律の規定に基づき市が給付を行う義務がある。(市が給付を行う責任の度合いが強い。生活扶助的補助金、報償費的補助金 など)

裁量: 上記以外の場合 (条例又は契約に基づき市が行う義務があるもののうち、市民・議会の判断により変更可能なものは「裁量」とする。)

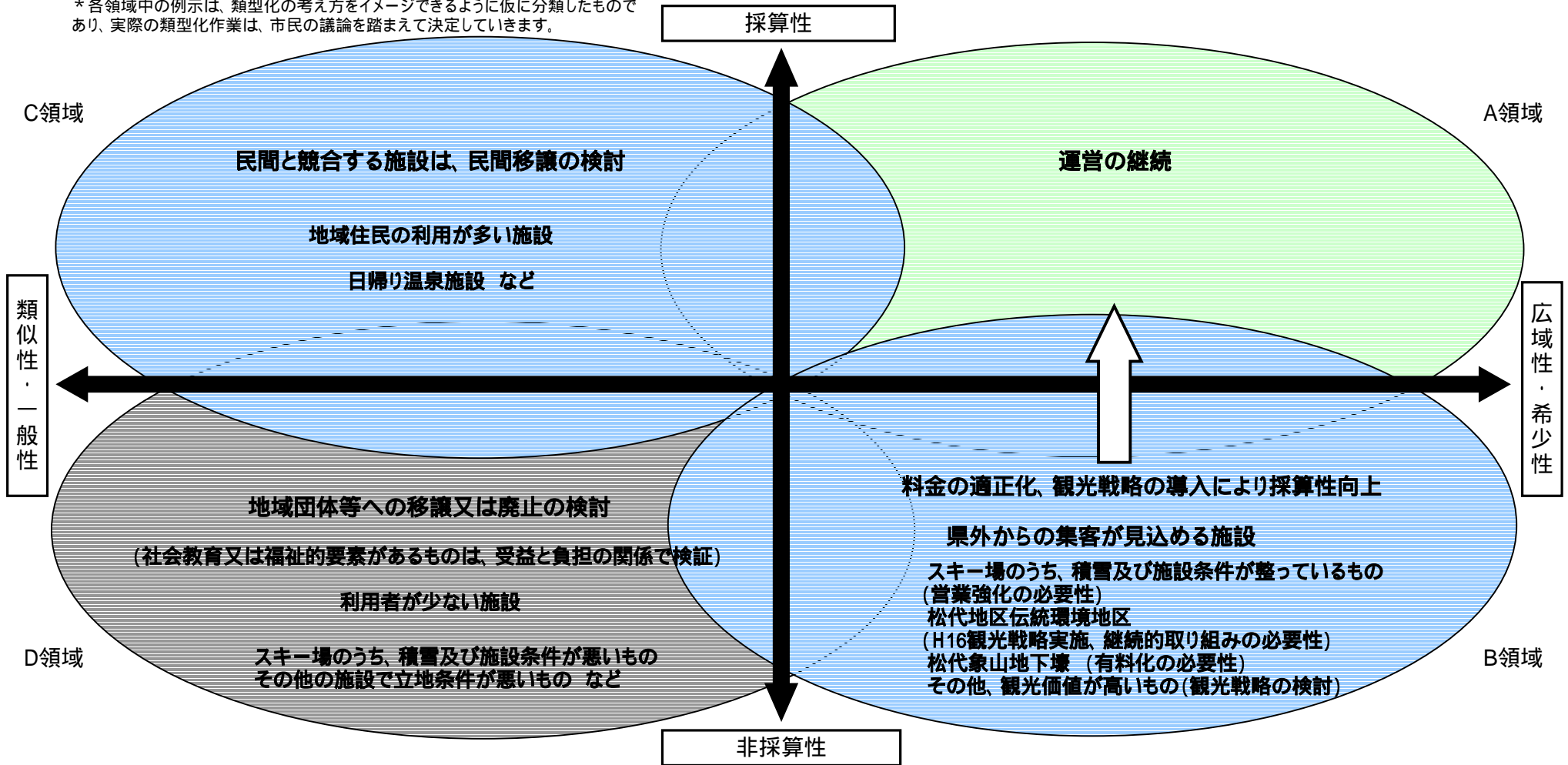
奨励: 補助金がなくても市民の一定の活動が期待できるが、更に奨励する。

市民の参加、主体性、自立性: 市民の主体性、自立性を引き出すような形態で補助金等が交付されている。(公募提案型補助金、公益活動に対する補助金、交付期間の限定 など)

依存性: 上記以外の場合(対象者に一律交付、所得制限なし、補助金額算定方法が画一的、補助金交付先の団体事務を市が執行 など)

### 【モデル3】 観光施設等の再編のための類型化モデル(イメージ)

\* 各領域中の例示は、類型化の考え方をイメージできるように仮に分類したものであり、実際の類型化作業は、市民の議論を踏まえて決定していきます。



#### 【各類型の説明】

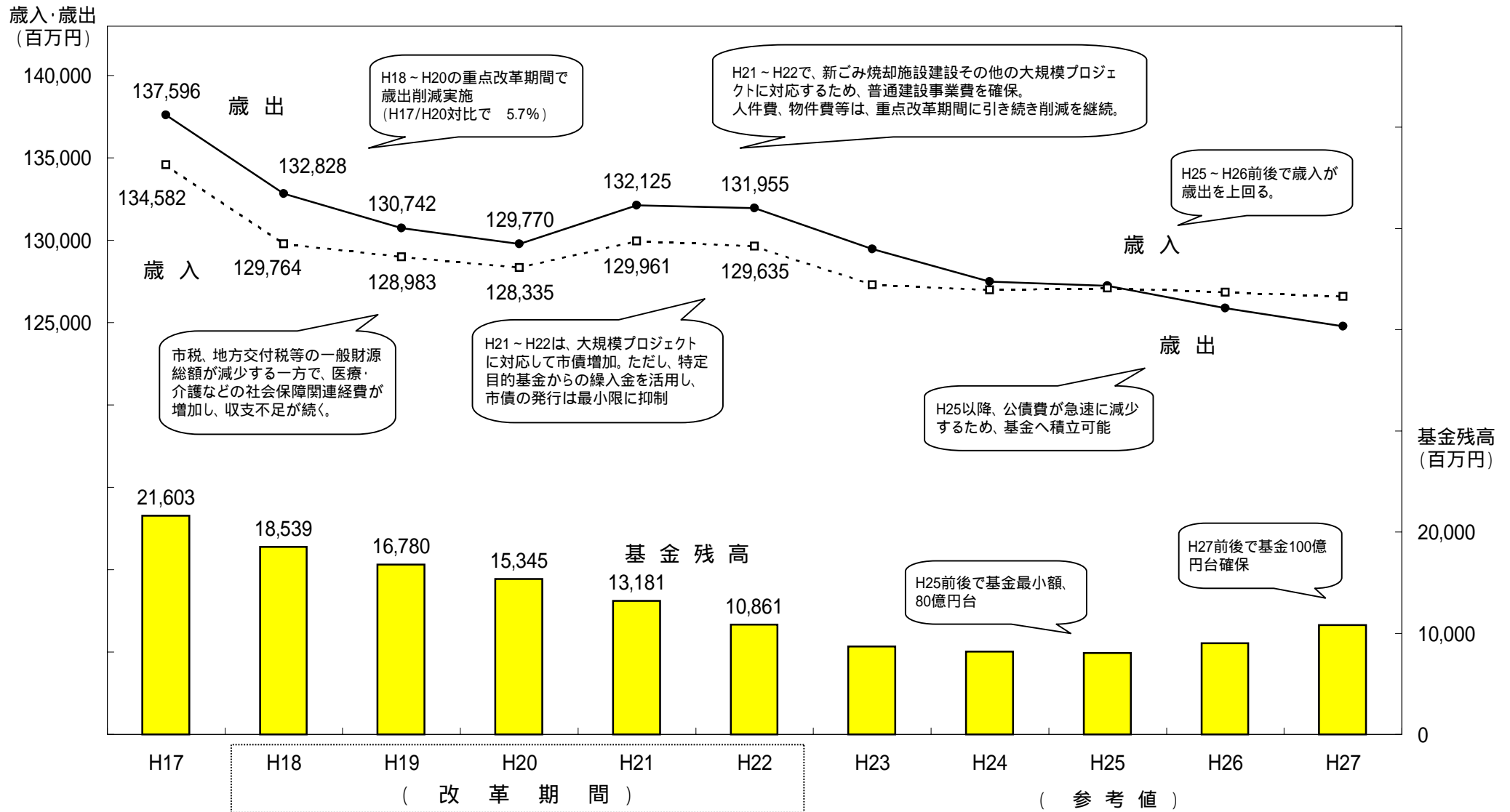
広域性・希少性: 自然景観、歴史的建造物などの観光資源が全国的に希少価値があり、広域的な集客力(潜在能力を含む)が見込まれる。

類似性・一般性: 当該施設に類似するものが全国どこにでもあり、広域的な集客力(潜在能力を含む)は見込まれない。

採算性: コスト回収率が一定基準を上回っている。

# 中 期 財 政 推 計

# 1 歳入・歳出及び基金残高の目標(普通会計)【H18～H22年度】

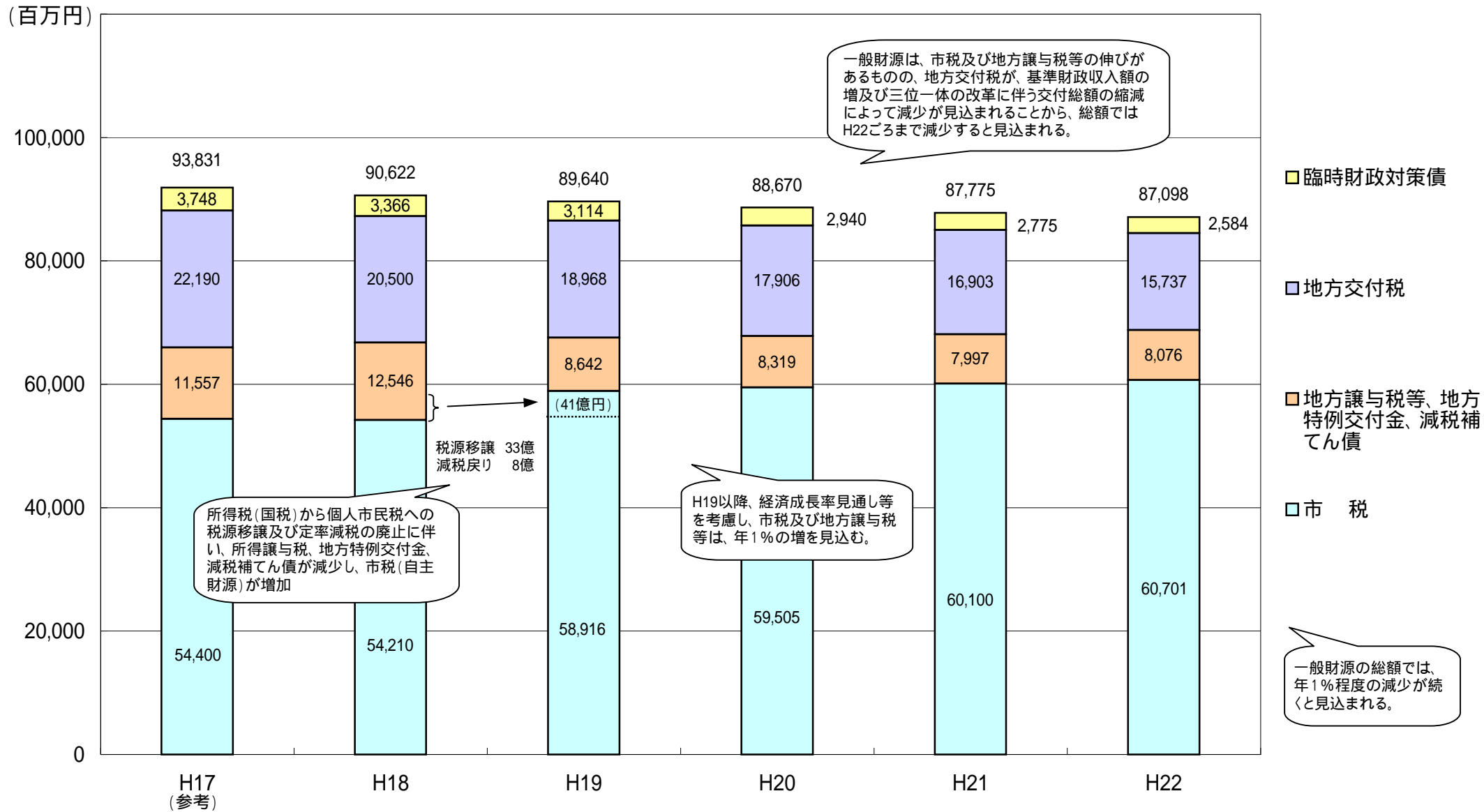


(注1) 歳入は、歳入総額から翌年度への繰越金及び繰越事業充当財源を差し引いた金額

(注2) 基金残高は、財政調整基金、減債基金、土地開発基金の合計で、歳入及び歳出には、これらの基金に係る積立金及び繰入金を含まない。  
(減債基金に住宅新築資金等貸付事業償還準備基金を含む。)



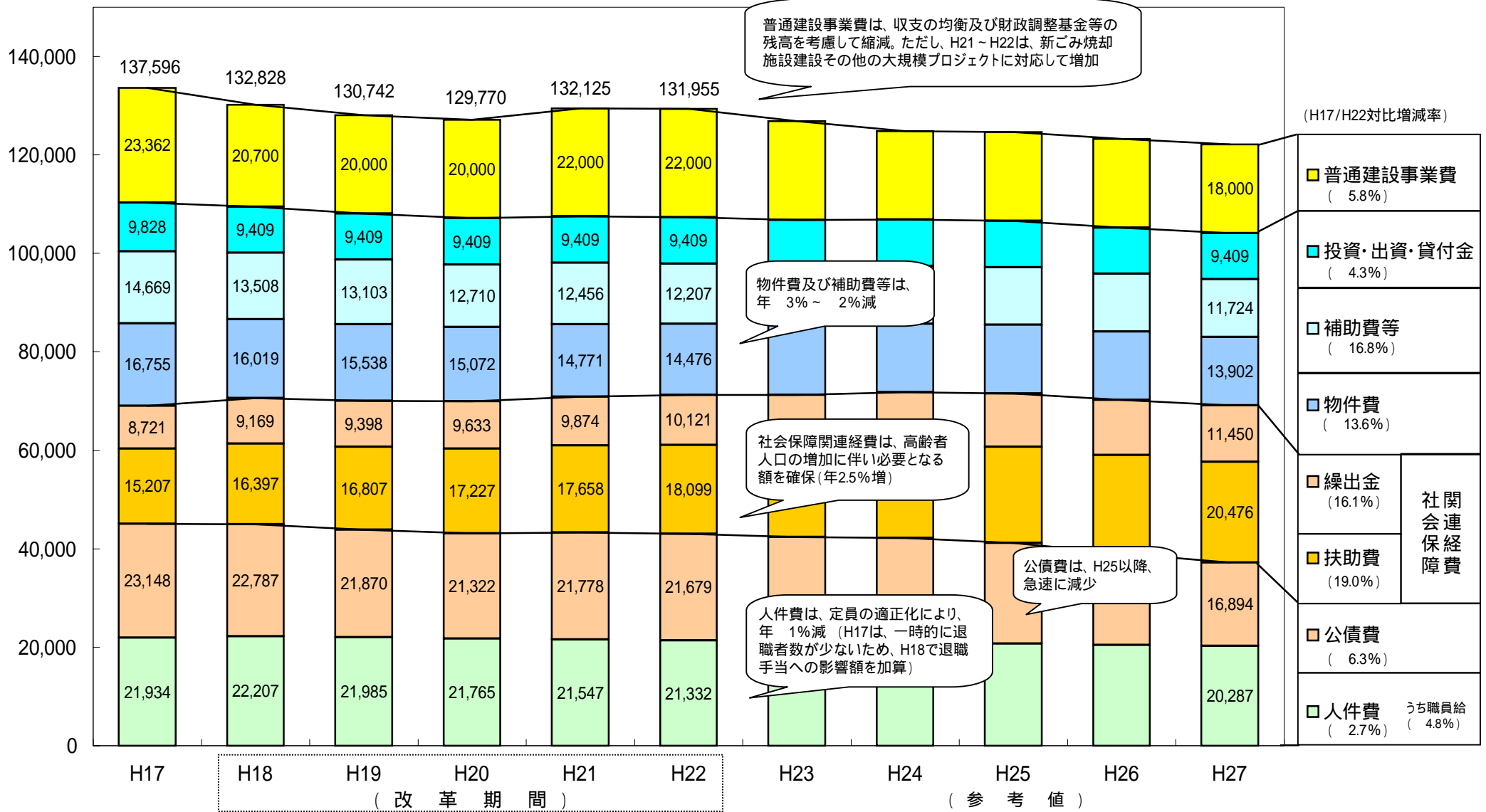
## 2 歳入(市税、地方交付税等の一般財源)の内訳【H18～H22年度】



(注1) H23以降は、伸び率0%(H22同額)と見込む。

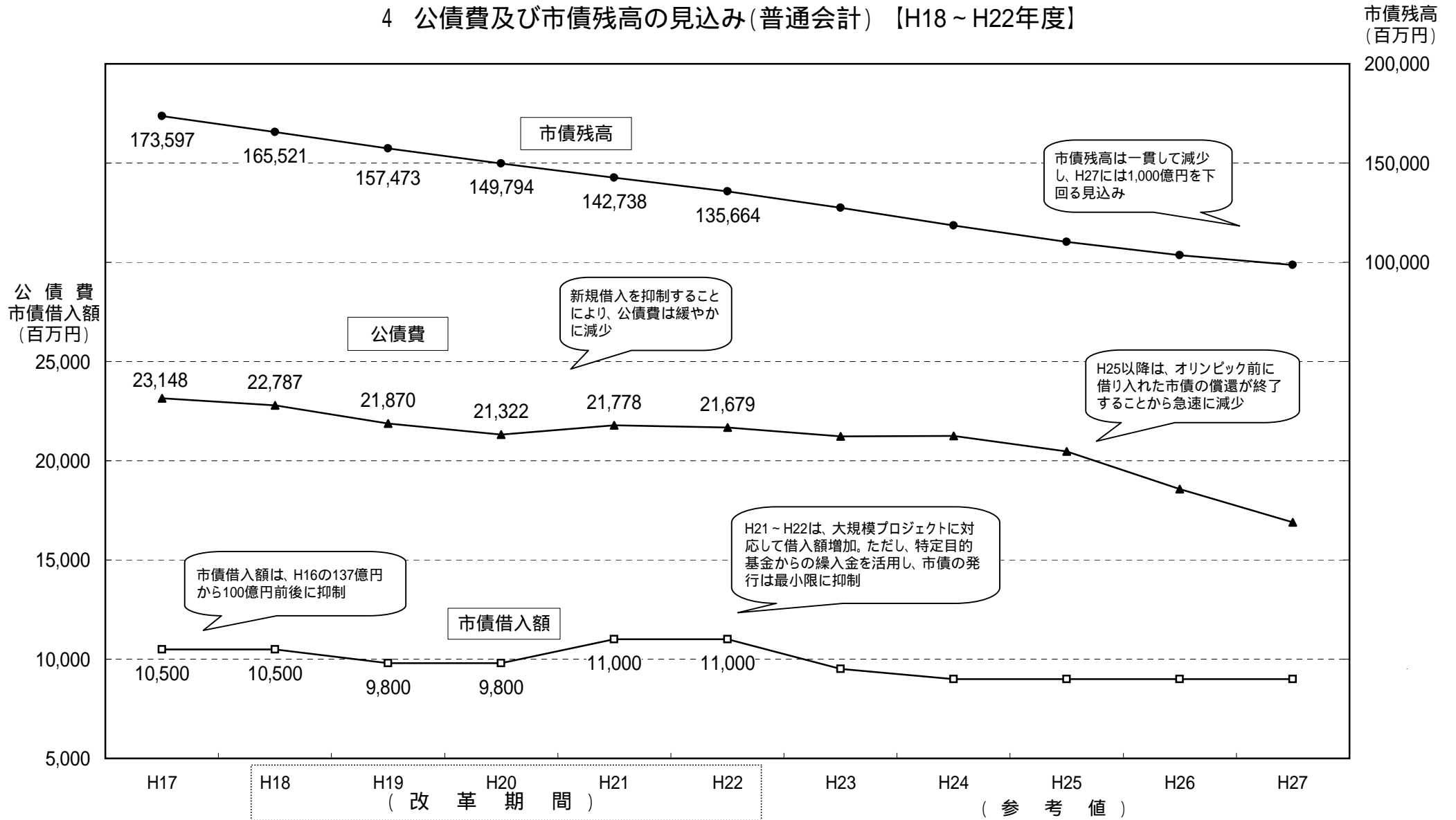
### 3 歳 出 の 内 訳 【H18～H22年度】

(百万円)



(注1) 積立金、維持補修費、災害復旧費は、小額のためグラフの表示を省略。ただし、合計金額には含まれる。

#### 4 公債費及び市債残高の見込み(普通会計)【H18～H22年度】



(注1) 市債には、減税補てん債(H18まで)及び臨時財政対策債を含む。

## 5 歳出の性質別区分ごとの見直し指針等 (各経費に関連する歳入確保策を含む)

(百万円)

項 目	区 分	金 額	見 直 し 指 針 等 【短期的対応】= 改革期間における対応 【長期的対応】= 引き続いて実施すべき事項
人 件 費	17年度	21,934	<p>【短期的対応】            合併に伴い職員数が増加したため、定員適正化計画に基づき新規採用数を抑制する。            時間外勤務手当が増加傾向のため、業務の改善により削減措置を講じる。            特殊勤務手当は減少傾向で推移してきたが、合併で引き継いだ手当を含めて更なる見直しを行う。            業務のアウトソーシングにより委託料が発生する場合、それに見合う人件費削減を確実にを行う。</p> <p>【長期的対応】            新規採用数の抑制については、改革期間後も継続し、10年間程度でおおむね合併前の職員数の水準とする。            退職手当は、当分の間、安定的に推移するが、退職者数のピ - クが平成30年代後半以降となるため、将来の財政負担に備えて計画的に積立を行う。</p>
	22年度	21,332	
	増減額	-602	
	増減率 (%)	-2.7	
	(注)退職手当の変動要因を除いた人件費の増減率	-4.8%	
扶 助 費	17年度	15,207	<p>【短期的対応】            国の社会保障制度に基づく給付については、必要な額を確保する。            市単独事業の見直しを行い、真に必要なものに限定し、安易な拡大は行わない。            少子化対策等、新たな財政支出を行う場合は、既存施策を見直して財源を確保する。</p>
	22年度	18,099	
	増減額	2,892	
	増減率 (%)	19.0	
公 債 費	17年度	23,148	<p>【短期的対応】            公債費は、平成25年ごろまでは高い水準でほぼ横ばいで推移するため、新たな市債借入を抑制し、将来の公債費負担が上昇しないようにする。            合併特例債、過疎債等の地方交付税措置がある有利な地方債を活用する。</p>
	22年度	21,679	
	増減額	-1,469	
	増減率 (%)	-6.3	
物 件 費	17年度	16,755	<p>【短期的対応】            公の施設へ指定管理者制度を導入し、コスト削減とサービス向上を図る。            無料で実施しているサービスについて有料化を検討し、サービスの適正化を図る。(ごみ排出量の抑制など)            広告料収入によって、広報等の発行経費や公共施設管理経費の一部を回収する。</p> <p>【長期的対応】            類似の施設や老朽化した施設を再編して、管理コストを削減する。            パソコン導入により機器リース料等のコストが大幅に増加しているため、「選択と集中」によりコスト増を抑制する。</p>
	22年度	14,476	
	増減額	-2,279	
	増減率 (%)	-13.6	

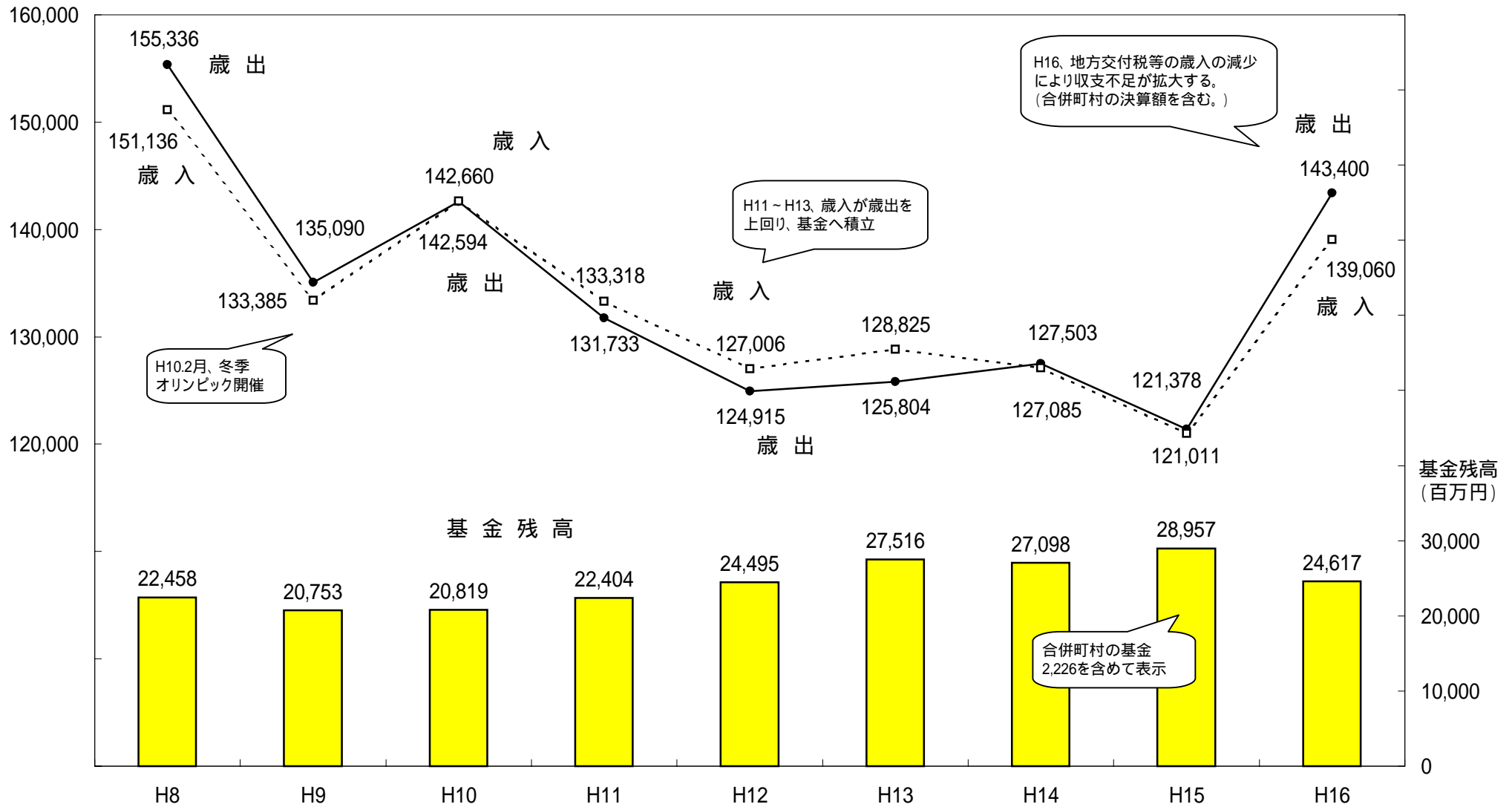
(百万円)

項 目	区 分	金 額	見 直 し 指 針 等 【短期的対応】 = 改革期間における対応 【長期的対応】 = 引き続いて実施すべき事項
維 持 補 修 費	17年度	2,430	【短期的対応】 公共施設の再編を考慮して必要な額を確保し、施設の延命化を図る。 (大規模修繕については、普通建設事業費で対応)
	22年度	2,231	
	増減額	-199	
	増減率(%)	-8.2	
補 助 費 等	17年度	14,669	【短期的対応】 公営企業(下水道事業、病院事業等)への補助金について、経営の改善と受益者負担の適正化により削減する。 高齢化の進展等によって支出額が増加している補助金について抑制策を講じる。(おでかけパスポート事業補助金など) 補助金等の総点検により、市民の参加、主体性、自立性を高める方向へ制度見直しを行い、支出額を抑制する。
	22年度	12,207	
	増減額	-2,462	
	増減率(%)	-16.8	
繰 出 金	17年度	8,721	【短期的対応】 収益的な特別会計事業について、経営の改善と受益者負担の適正化により赤字繰出を削減する。 社会保障関連の特別会計事業(国民健康保険、介護保険等)について、繰出基準に基づき適正化を行う。
	22年度	10,121	
	増減額	1,400	
	増減率(%)	16.1	
積 立 金	17年度	256	【短期的対応】 入札差金や予算の節減から生じた決算剰余金については、将来の大規模プロジェクト等に備えて積み立てを行う。 緊急性がない特定目的基金を再編する。
	22年度	288	
	増減額	32	
	増減率(%)	12.5	
投資、出資金、貸付金	17年度	9,828	【短期的対応】 貸付預託金については、貸付実績に応じた預託額とする。
	22年度	9,409	
	増減額	-419	
	増減率(%)	-4.3	
普 通 建 設 事 業 費	17年度	23,362	【短期的対応】 事業の必要性及び緊急性を精査して優先順位付けを行い、事業総額を平準化する。 既存の公有土地及び建物を有効活用し、新規取得又は建設を抑制する。 民間資金による公共施設整備(PFI)を導入する。 市民ファンドを研究し、活用する。
	22年度	22,000	
	増減額	-1,362	
	増減率(%)	-5.8	

## 参考資料 (決算額の推移)

## 歳入・歳出及び基金残高の推移(普通会計)【H8～H16年度】

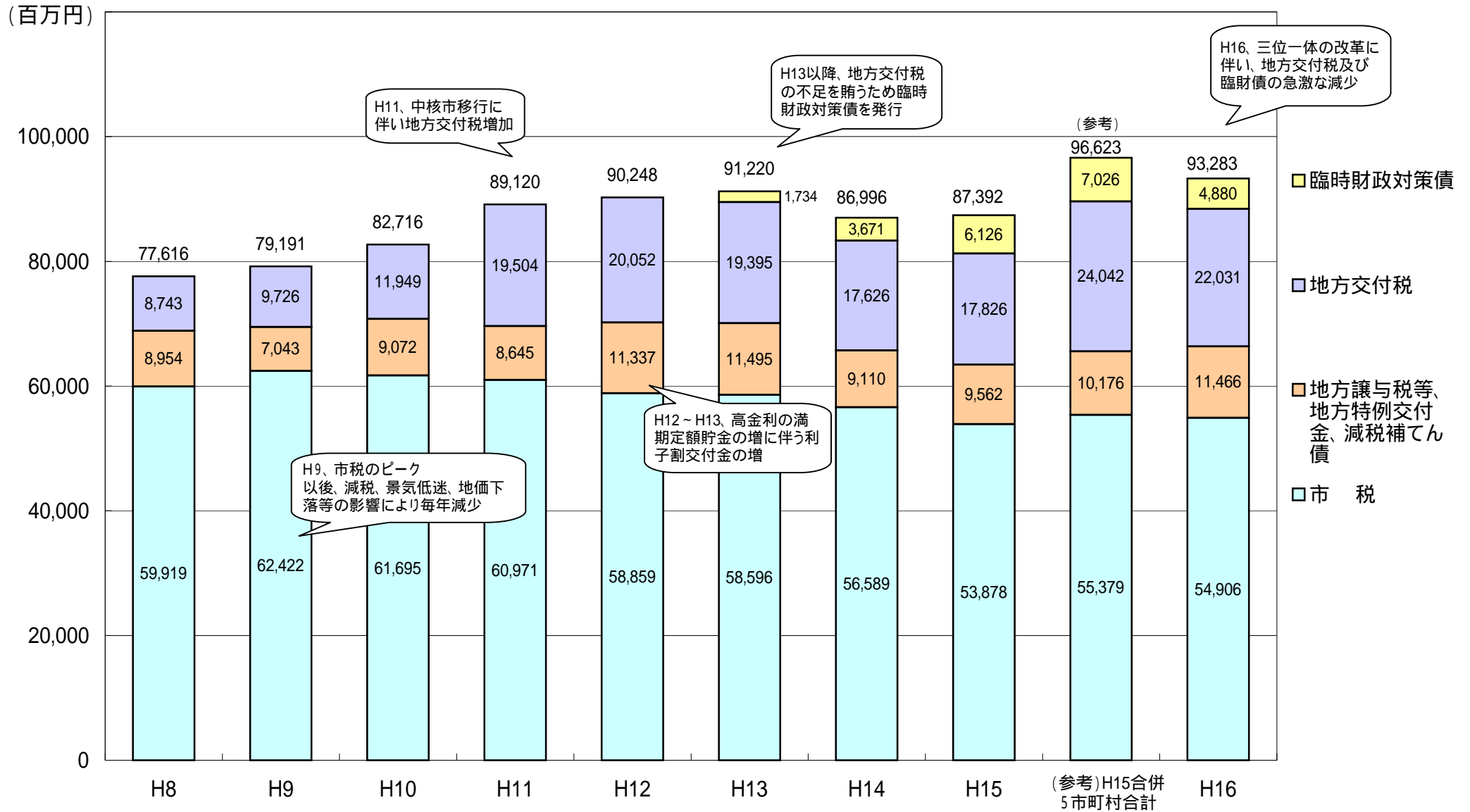
歳入・歳出 (百万円)



(注1) 歳入は、歳入総額から翌年度への繰越金及び繰越事業充当財源を差し引いた金額

(注2) 基金残高は、財政調整基金、減債基金、土地開発基金の合計で、歳入及び歳出には、これらの基金に係る積立金及び繰入金を含まない。  
(減債基金に住宅新築資金等貸付事業償還準備基金を含む。)

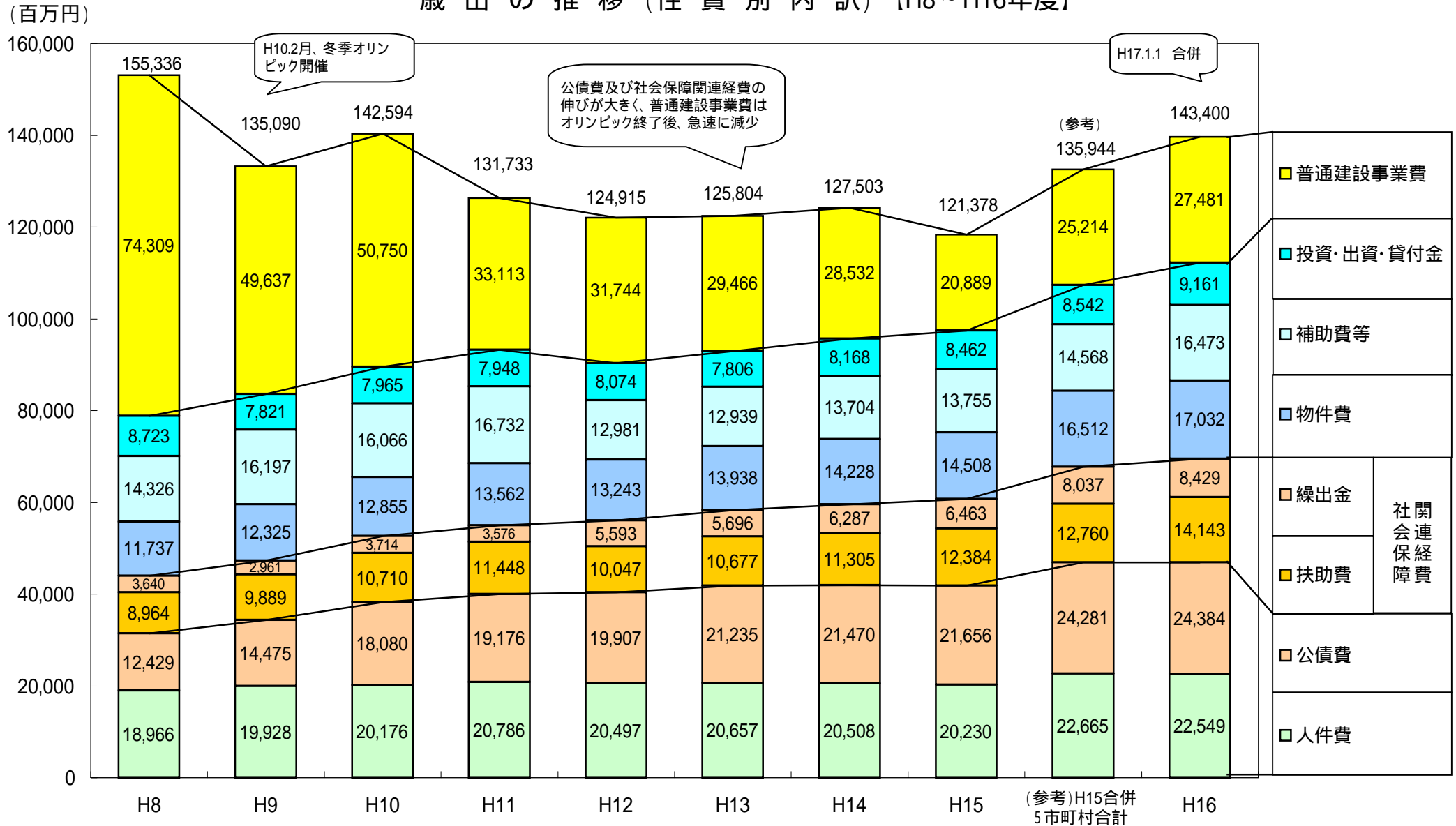
## 歳入(市税、地方交付税等の一般財源)の推移【H8～H16年度】



(注1) H16は、合併日(H17.1.1)前の合併町村決算額を含む。



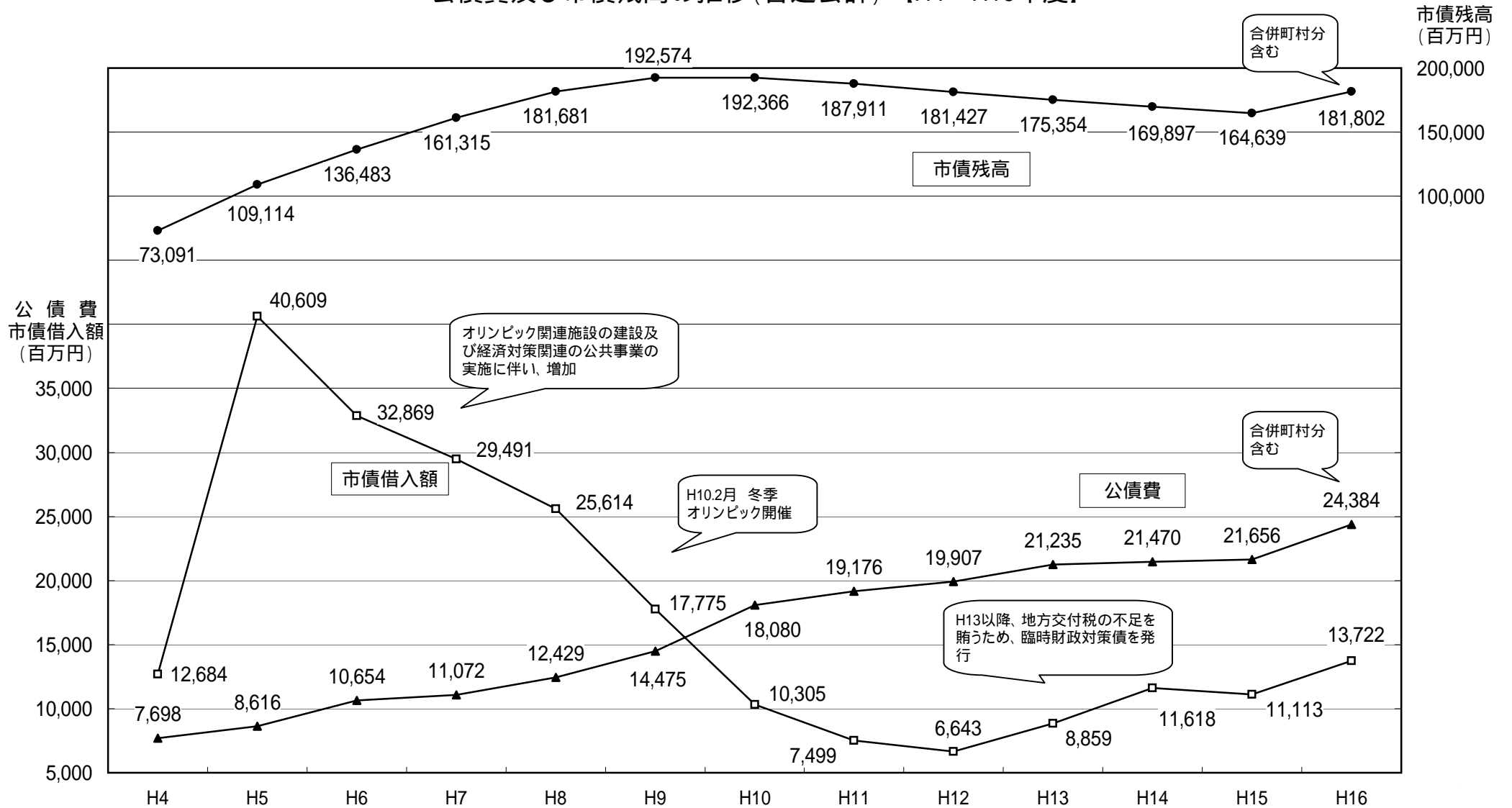
## 歳出の推移（性質別内訳）【H8～H16年度】



(注1) 積立金、維持補修費、災害復旧費は、小額のためグラフの表示を省略。ただし、合計金額に含まれる。

(注2) H16は、合併日（H17.1.1）前の合併町村決算額を含む。

### 公債費及び市債残高の推移(普通会計)【H4～H16年度】



(注1) H16公債費及び市債借入額は、合併日(H17.1.1)前の合併町村分を含む。

(注2) 市債には、減税補てん債及び臨時財政対策債を含む。